

市内に空き家を所有している方へ

# 倉敷市空き家情報バンク

倉敷市空き家情報バンクは、市内に売買・賃貸を希望する空き家を所有している方が、空き家情報を登録し、利用希望者に対して情報発信する制度です。

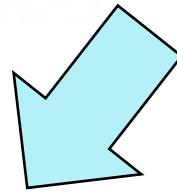
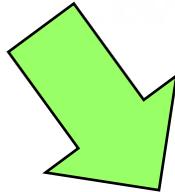
空き家の所有者



利用希望者



登録



検索

## 倉敷市空き家情報バンク

(倉敷市ホームページ)

詳しくは、下記へのお問い合わせ、または、倉敷市ホームページでご確認ください。

倉敷市建設局建築部 住宅課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL:086-426-3531 FAX:086-427-3536

Eメール:hsng@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページ <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/39567.htm>



# 空き家情報の登録申請から成約までの流れ

## ① 倉敷市住宅課への登録申請（郵送や電子申請も可）

- ・登録申請書（様式第1号）
- ・同意書（様式第2号）
- ・間取り図（手書きの簡易なものでも可）
- ・付近見取り図（手書きの簡易なものでも可）
- ・外観、内観がわかる写真（数枚）
- ・本人確認書類の写し（運転免許証等）



## ② 書類審査、宅地建物取引業者等による下見会

## ③ 所有者による取引業者の選定、媒介契約

## ④ バンクへの登録完了 ※市ホームページ等に掲載

## ⑤ 利用希望者からの申込、 取引業者を通じた交渉・ 契約

## ⑥ 成約

バンクに登録可能な空き家  
※市内に所在し、次の要件を全て満たす物件

- ・個人が居住を目的（賃貸を除く。）として建築し、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定であること。
- ・宅地建物取引業法に定める媒介契約を締結していないこと。
- ・農地法、建築基準法、都市計画法等の関係法令に照らして、適法であること。

### （注意事項）

- ・市は、空き家の売買等に係る交渉及び契約には直接関与しません。交渉及び契約を行うため、宅地建物取引業者と媒介契約を締結していただきます。
- ・空き家の売買等に係る交渉及び契約に関するトラブル等については、当事者間で責任をもって解決してください。
- ・バンクへの登録は、物件の成約をお約束するものではありません。
- ・バンクに登録されても、市が空き家の見回りや清掃等を行うわけではありません。売買等が成立するまでは、所有者等が責任をもって管理してください。
- ・市街化調整区域内の物件については、利用に制限がかかる場合があります。
- ・バンクに関する一切の事項について、暴力団員やその関係者等による利用はできません。